

第3次

鴻巣市 地域福祉計画

鴻巣市社会福祉協議会 地域福祉活動計画(案)

平成31年度▶平成35年度

基本理念 人輝く 思いやりのあるまちづくり



鴻巣市



社会福祉
法人

鴻巣市社会福祉協議会

目 次

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 地域福祉の推進	1
3 計画の位置づけ	2
（1）地域福祉計画	2
（2）地域福祉活動計画	3
（3）地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係	3
4 計画の期間	4
5 計画の策定体制	4

第2章 鴻巣市の現状と課題

1 現状と課題について	5
（1）地域福祉に関する基礎情報	5
（2）市民等の声	8

第3章 計画の基本理念・基本目標及び計画の体系

1 基本理念と基本目標	17
（1）基本理念	17
（2）基本目標	18
2 福祉圏域の設定	19
3 第3次計画の特色	20
4 計画の体系	21

第4章 目標の実現に向けた地域福祉活動の推進

基本目標1 地域を支える担い手づくり	22
基本施策（1）地域福祉を担う人づくり	22
基本施策（2）担い手が活躍する場づくり	24
基本目標2 地域を支えるネットワークづくり	26
基本施策（3）生活福祉課題を“我が事”とする土壌づくり	26
基本施策（4）生活福祉課題を“丸ごと”受けとめるしくみづくり	28
基本目標3 誰もが自分らしく生きるための仕組みづくり	30
基本施策（5）自立した生活を支援する体制づくり	30
基本施策（6）心と体の健康づくり	32
基本目標4 安心して生活ができる環境づくり	34
基本施策（7）安全・安心に暮らせる地域づくり	34
基本施策（8）ふれあい・交流の居場所づくり	36

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制	38
2 計画の進行管理	39
3 計画の普及啓発	39

第1章

計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

近年、急速な少子高齢化や核家族化、加えて子育て、雇用形態の変化、「老老介護」や「認知介護」、生活困窮など抱える問題の複雑化により家庭や地域で互いに支え合う・助け合う力が弱まっています。相まって、単身世帯や高齢者のみの世帯増加や頻発する地震や豪雨などによる大規模な自然災害により地域で暮らす住民同士の支え合い・助け合いの重要性が求められています。

こうした中、市及び市社会福祉協議会では、公的な福祉サービスで対応することを基本としつつ、公的サービスだけでは解決できない課題に地域住民、地域住民組織・各種団体、社会福祉事業者、市や市社会福祉協議会など多様な主体が連携して解決する仕組みとして、『地域の支え合い・助け合い』による地域づくりを進めています。

本市では、平成21年に「鴻巣市地域福祉計画・鴻巣市社会福祉協議会地域福祉活動計画（以下「第1次計画」という。）」を、平成26年に「第2次鴻巣市地域福祉計画・鴻巣市社会福祉協議会地域福祉活動計画（以下「第2次計画」という。）」を策定し地域福祉の推進に取り組んでまいりましたが、平成30年度をもって計画期間終了となるため、第1次計画及び第2次計画の取組み事項などの成果と課題を検証し、新たな社会環境に対応すべく「第3次鴻巣市地域福祉計画・鴻巣市社会福祉協議会地域福祉活動計画（以下「第3次計画」という。）」を策定しました。

本計画では、第1次計画及び第2次計画の基本理念である『人輝く 思いやりのあるまちづくり』を継承し、地域共生社会の実現に向け『我が事 丸ごとの地域づくり』など長期的な展望をもって、複雑・多様化する福祉課題の解決に取り組んでまいります。

2 地域福祉の推進

誰もがその人らしく安心して充実した生活を送れる地域社会を築くには、公的な福祉サービスの充実はもちろんのこと、「他人事」になりがちな地域づくりを住民が「我が事」として主体的に取り組むとともに、介護、子育て、障がい、病気から住まい、就労、家計、孤立等の暮らしと仕事を「丸ごと」支える仕組みが大切です。

また、まずは課題を個人や家族で解決し、個人や家族で解決できない課題は地域住民同士で解決し、地域住民同士で解決できない課題は制度・公的機関が解決するという自助・互助・共助・公助の連携・協働を強化し“地域の支え合い・助け合い”による地域づくりを進めることが重要です。

社会福祉法より抜粋
(地域福祉の推進)

第四条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

地域福祉を推進するための4つの視点『自助』『互助』『共助』『公助』

地域福祉の推進にあたっては、「自助」・「互助」・「共助」・「公助」の4つの視点があります。この4つの視点が相互に働きあい、地域福祉を推進することが重要です。



平成25年3月 地域包括ケア研究会報告書をもとに作成

3 計画の位置づけ

（1）地域福祉計画（市が策定する計画）

「地域福祉計画」は、社会福祉法107条の規定に基づく市町村地域福祉計画として位置づけられ、市が策定する計画です。

また、「鴻巣市総合振興計画」を上位計画とし、その方向性を踏まえ保健・福祉・医療分野の部門計画として地域福祉の視点から鴻巣市に暮らすすべての市民を対象とした、地域福祉推進の基本計画となります。

なお、本計画は、各福祉分野が共通して取組むべき事項を記載する、いわば福祉分野における「上位計画」として位置づけられます。

社会福祉法より抜粋

(市町村地域福祉計画)

第一百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(2) 地域福祉活動計画（社会福祉協議会が策定する計画）

「地域福祉活動計画」は、地域で誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまちづくりを目指して、地域福祉の推進を担う市社会福祉協議会（社会福祉法109条参照）が地域の実情に応じて地域福祉を進めていく計画です。自治会・町内会、民生委員・児童委員、支部社会福祉協議会や市などが連携し、各地域や地区で行われている地域福祉活動を軸として、日常生活圏域において、住民の主体的な参加による地域福祉推進の具体的な行動計画となります。

社会福祉法より抜粋

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第百九条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

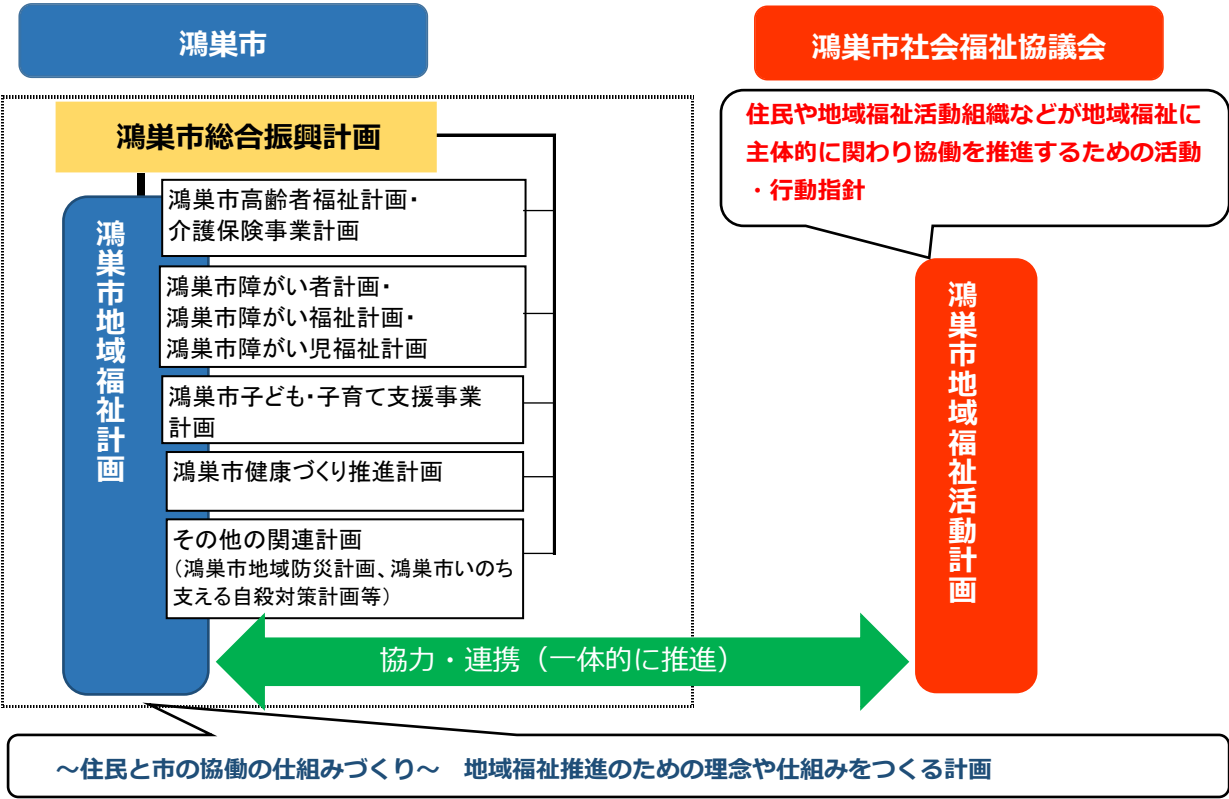
- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(3) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係

地域福祉計画は、地域福祉推進のための施策や住民の地域福祉への参加を促進する「理念」と「仕組み」づくりに重点をおいた計画であり、地域福祉活動計画は、それを実行するために、住民、ボランティア、自治会・町内会、民生委員・児童委員、支部社会福祉協議会、福祉事業者、市や市社会福祉協議会など多様な組織・団体や個人の活動・行動を具体的に定める計画です。

これらを一体的に策定することにより、それぞれの役割が明確になり、協働や実効性が高まります。

■各計画との関係



4 計画の期間

この計画の期間は、平成31年度から平成35年度までの5年間とします。

平成26年度～平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
第2次地域福祉計画	第3次地域福祉計画				
第2次地域福祉活動計画	第3次地域福祉活動計画				
	評価	評価	評価	評価	評価

5 計画の策定体制

この計画の策定にあたり、地域福祉活動の現状及び課題などを十分把握し、それらを計画に反映していくことが必要なことから、地域福祉関係者へのアンケート調査を実施しました。

また、市と市社会福祉協議会が協力・連携し、地域福祉計画並びに地域福祉活動計画の一体的策定に向けて、それぞれに職員検討会を設け、調整を図り、地域福祉計画審議会並びに地域福祉活動計画策定委員会で審議を受けて策定しました。

さらに、この計画に対する幅広い市民の意見聴取のため、市民意見公募を実施しました。

- 鴻巣市地域福祉計画審議会並びに鴻巣市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会の開催
- 鴻巣市地域福祉計画職員検討会の開催、鴻巣市社会福祉協議会地域福祉活動計画職員検討会の開催
- 地域福祉関係者（自治会長・町内会長、民生委員・児童委員、ボランティア等）及び市民に対する地域福祉アンケート・地域福祉活動アンケート調査の実施
- 市民意見公募（パブリックコメント）の実施

第2章 鴻巣市の現状と課題

1 現状と課題について

第1次計画（平成21年度～25年度）及び第2次計画（平成26年度～30年度）に基づき複雑・多様化する生活福祉課題の解決に取り組んでまいりました。

第1次計画においては、自主的に地区の生活福祉課題を解決する組織である支部社会福祉協議会（以下「支部社協」という。）を市内全域に設置するとともに、身近な地域の見守り実践者である福祉見守り員等の設置に取り組みました。

また、第2次計画では、生活困窮者への自立支援や気軽に集まれる居場所（サロン）づくり等に重点をおき事業を推進し一定の成果を得ましたが、少子高齢化の急速な進行に伴い、見守り活動や居場所づくり等、更なる推進の必要性が見えてまいりました。

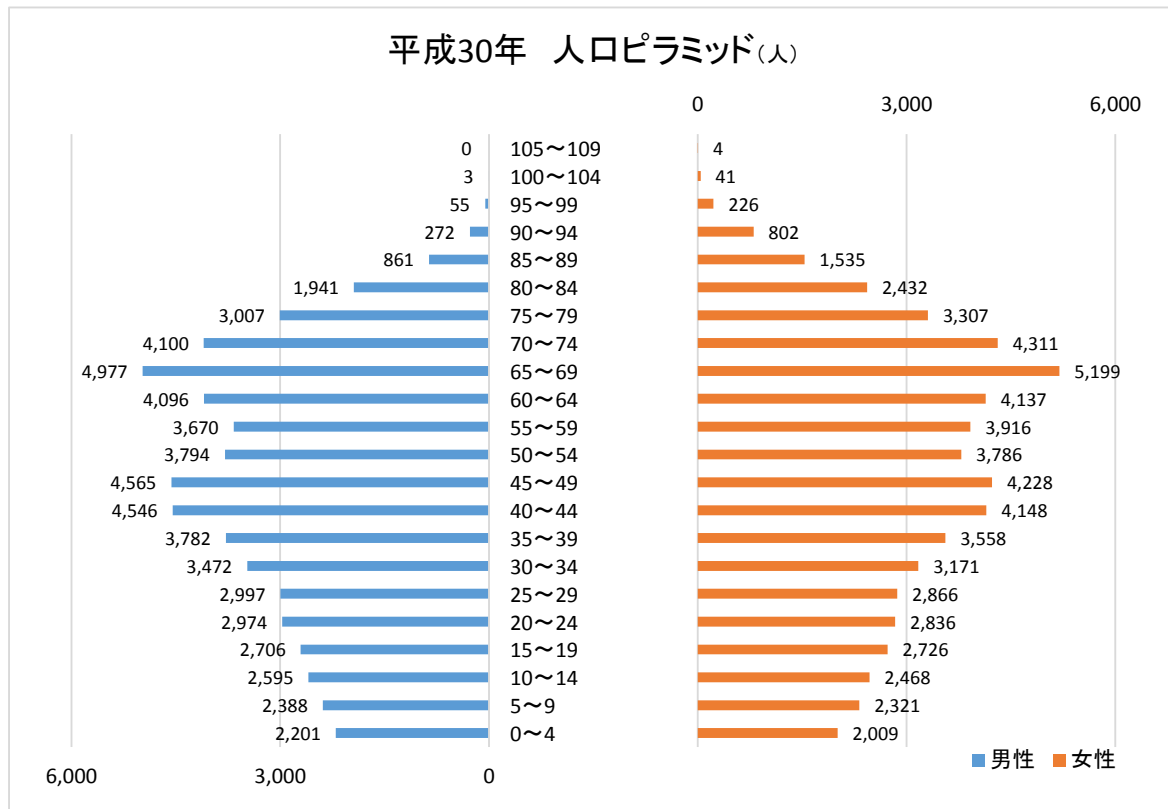
さらに、一人暮らし高齢者の増加や高齢に伴う認知症等のリスクの高まりから、自分らしく生きるための取り組みや地域全体で支え合うしくみづくりが急務となっています。

こうした中、改めて市の現状を検証し市民の声等を聞くことにより課題を以下に整理いたしました。

（1）地域福祉に関する基礎情報

■人口の状況

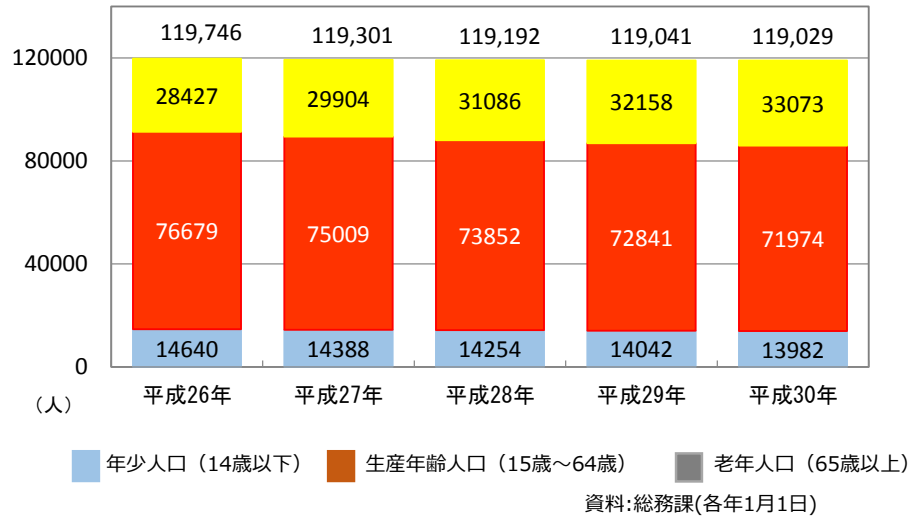
人口ピラミッドを見ると、65歳～69歳代の人口が男女ともに一番多く、次いで45歳～49歳代となっています。また、44歳以下の人口は、年齢が低くなるにつれて減少しています。



■人口の状態

人口の推移を見ると、総人口は年々減少しています。

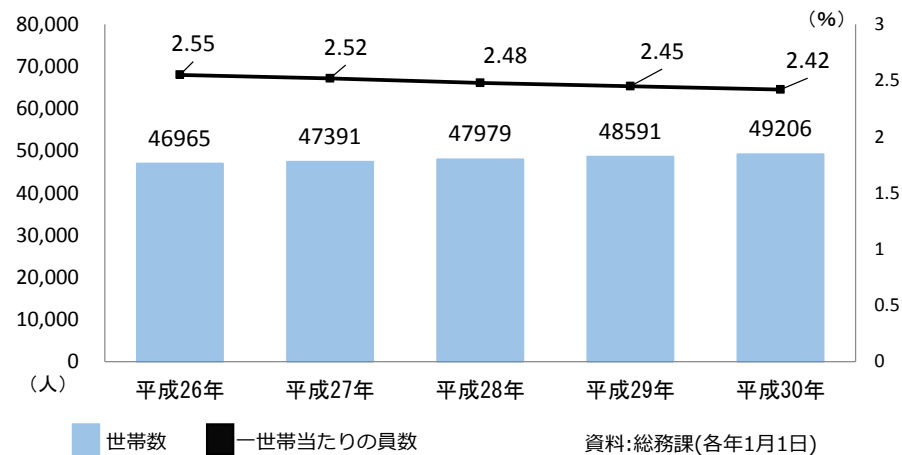
また、65歳以上の老年人口は増加、対して64歳以下の生産年齢人口及び14歳以下の年少人口は減少しており、少子高齢化の進行がうかがえます。



■世帯の状況

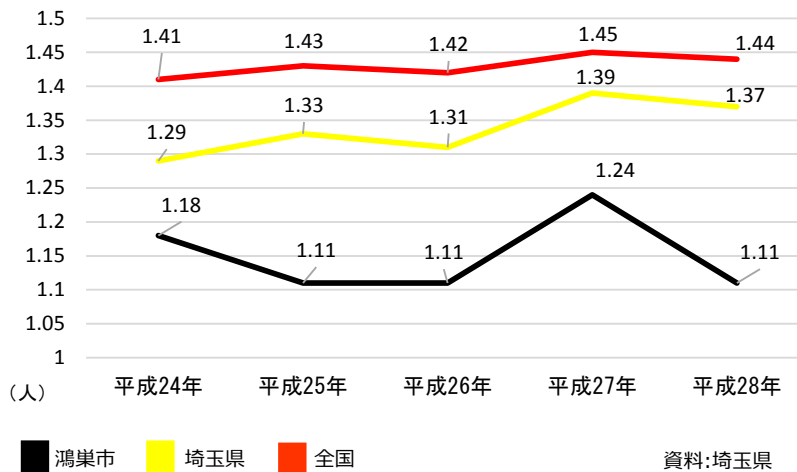
世帯数の推移を見ると、年々増加しており平成30年時点で49,206世帯となっています。

また、一世帯当たりの構成人数は減少傾向であり、核家族化の進行がうかがえます。



■合計特殊出生率

合計特殊出生率の推移を見ると、平成27年時点で1.24人を超えたものの平成28年度には減少しています。また、全国及び埼玉県と比較してみても出生率は低く、少子化の進行が深刻です。

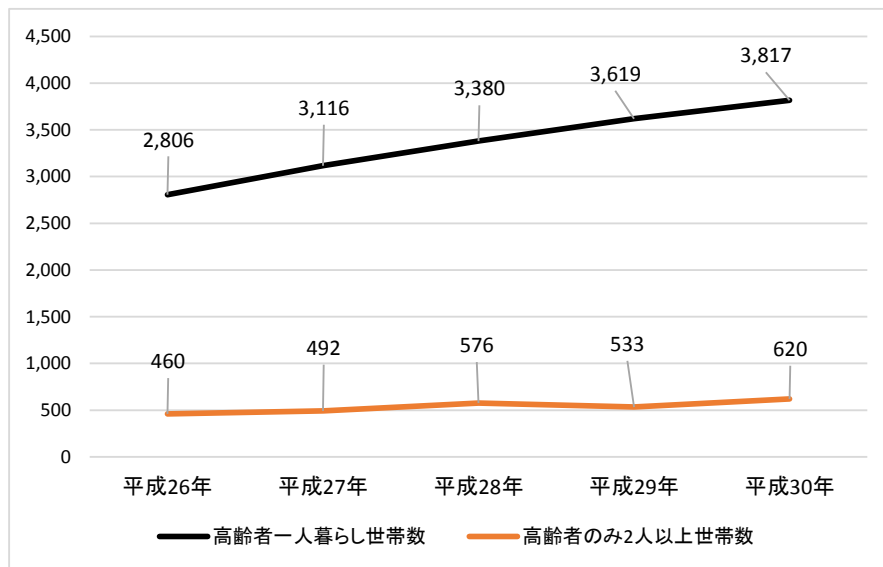


※合計特殊出生率：その年次の15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が、仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むと仮定したときの子どもの数に相当する。

■高齢者一人暮らし世帯、高齢者のみ世帯数

高齢者一人暮らし世帯並びに高齢者のみ世帯については双方とも増加しています。

特に、高齢者一人暮らし世帯については、5年間で1,011世帯増加しており孤立・孤独への対応が必要です。

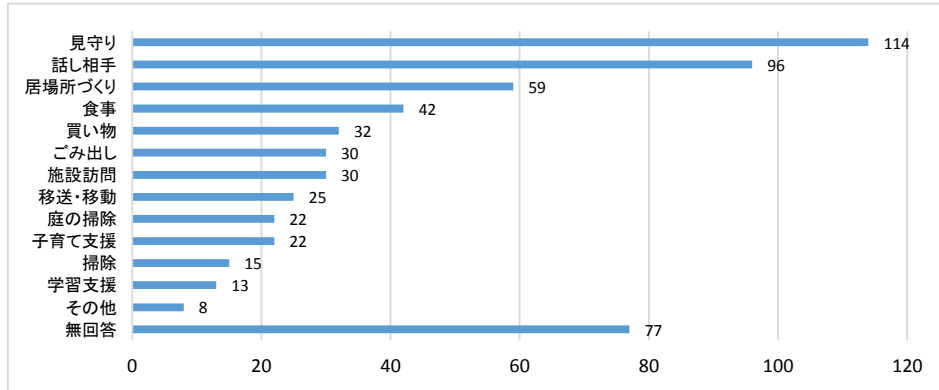


(2) 市民等の声

地域を支える“人材”等に関する事項

市民等の声①

Q.参加してみたい、興味のある支え合い活動（複数回答可）



資料:「このす地域支え合いフォーラム」アンケートより 回答数585名（複数回答可）

(アンケート調査等の意見)

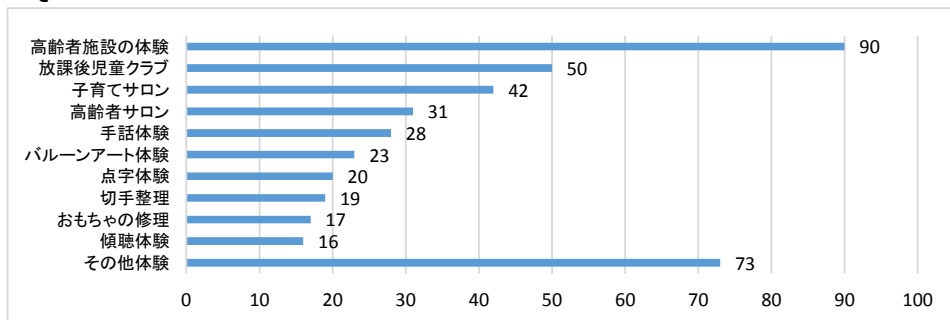
- 地域福祉の進んでいる地域は、リーダー的な人がいることが多い。人材育成が必要。
- 福祉への関心を一人ひとりに持ってもらう事が大切だと思います。
- 福祉活動・ボランティアの育成と人材確保が必要だと思います。
- 地域福祉活動者の担い手不足を感じています。特に若年層の男性育成が急務と感じます。

“見えてくる課題”

少子高齢化の急速な進行に伴い、地域福祉の担い手が不足しています。
団塊の世代や元気高齢者の地域デビューとともに若年世代の地域活動への参画が必要です。

市民等の声②

Q.夏のボランティア体験in鴻巣2017 参加人数状況



資料:鴻巣市社会福祉協議会 参加人数=409名

(アンケート調査等の意見)

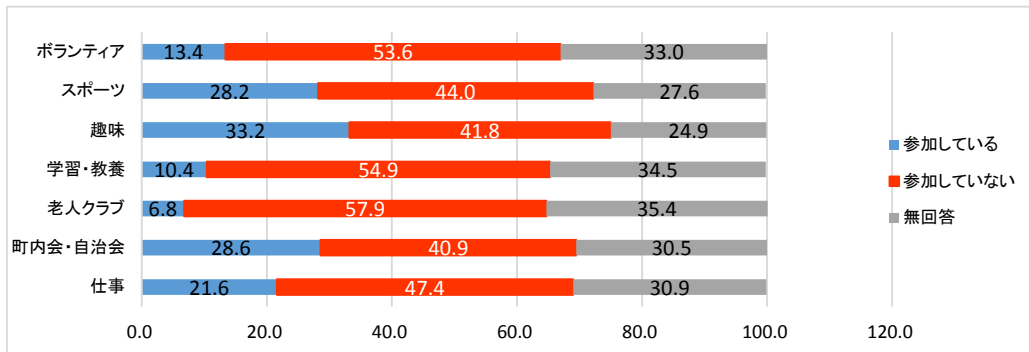
- 次世代を担う子供たちに日常のこととして福祉を学ぶ機会が必要だと感じます。
- 小中学生が地域活動に参加するような体制づくりが必要だと思います。
- 若年層の福祉への意識向上が大切です。
- 世代を超えて交流する場に参加することにより、お互いを理解することに繋がります。

“見えてくる課題”

家庭や地域など身近なところでの交流の機会が減少しています。
次世代の地域福祉の担い手となる子供たちに、地域活動やボランティア活動に参加するきっかけの場を提供し、“福祉の心”を醸成することが大切です。

市民等の声③

Q. 以下のような会・グループ等に参加していますか？



資料：「第7期鴻巣市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」 全体 = 1,167

(アンケート調査等の意見)

- ボランティアをしたいけれど、どこへ相談にいけばよいかわからない。
- 会費だけでは、財政的に厳しい。活動拠点の確保が難しい。
- 趣味でやっていることもボランティア活動に繋がるのかわからない。
- 他の活動をしているボランティア団体とつながりや連携をもつことによって、活動全体の幅が広がると思います。

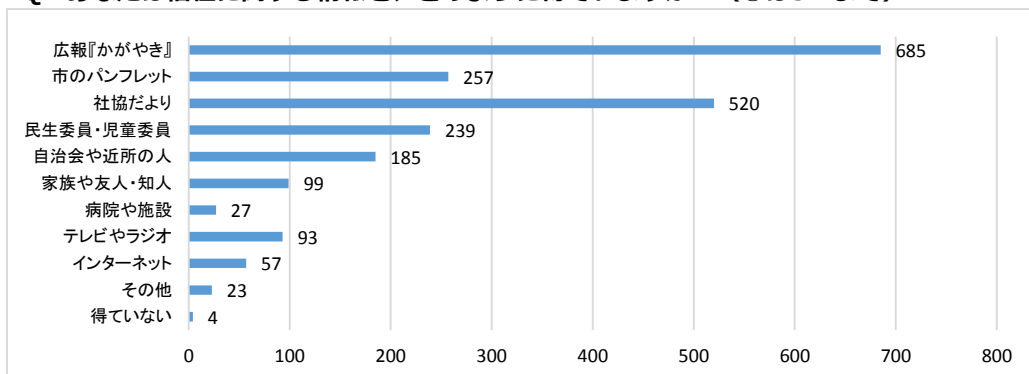
“見えてくる課題”

活動の継続には、活動者の確保と安定的な財政的援助が必要です。

また、ボランティアをしたい人と、ボランティアの応援を必要としている人をつなぐ、ボランティアセンターのマッチング機能の充実とともに担い手自身が活動を通して、社会参加や生きがいづくりにつながる事が大切です。

市民等の声④

Q. あなたは福祉に関する情報を、どのように得ていますか？（○は3つまで）



資料：「地域福祉アンケート」アンケートより 回答数875名（複数回答可）

(アンケート調査等の意見)

- ボランティア活動や福祉情報をもっと流してほしい。
- どこにいけば、情報が入るのかわからない。
- 一般市民が情報としてわかりやすく周知できる方法でお知らせして欲しい。

“見えてくる課題”

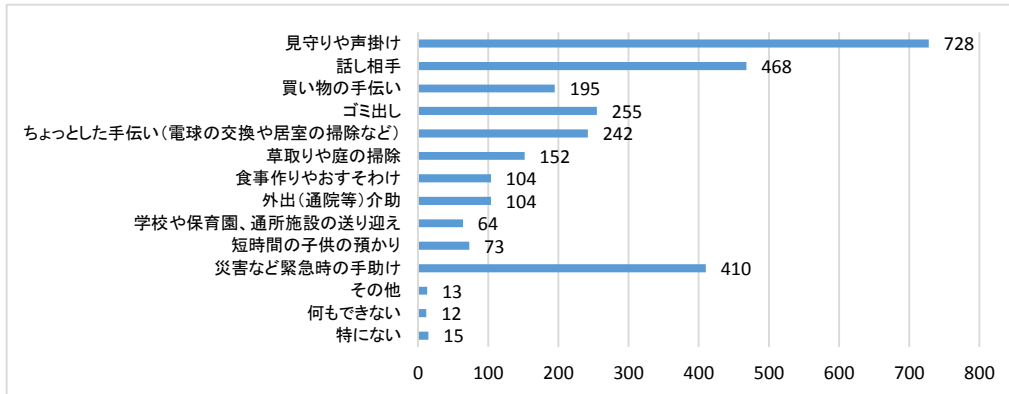
地域活動やボランティア活動の情報が、市民まで届いていない。

今後の新たな担い手の発掘や地域活動等への参加の意思があっても、情報が届いていないために“はじめての一步”を踏み出せない方がいます。市民に届く情報発信の工夫が必要です。

地域を支える“ネットワーク”等に関する事項

市民等の声⑤

Q あなたはお住いの地域で、日常生活を送るうえで心配な方や、高齢、障がい、子育てなどで困っている方がいたら、あなたにできることは何ですか？（あてはまるもの全てに○）



資料:「地域福祉アンケート」アンケートより 回答数875名(複数回答可)

(アンケート調査等の意見)

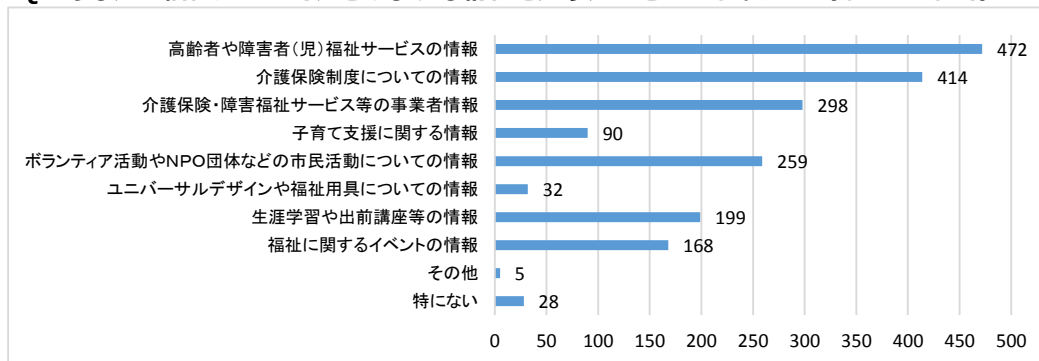
- 近所づきあいが普通に日々の生活に入るとよいと思う。
- 近所のつきあいも希薄になり、あいさつや声かけも少なくなっています。
- ご近所だからこそ感じる、ちょっとした変化をさりげなく気にかけることが大切だと思う。
- 虐待やDVなどの有効な防止策として、地域における見守り・通報体制の構築が必要だと思う。

“見えてくる課題”

高齢者夫婦世帯、ひとり暮らし高齢者世帯が増えることと相まって、地域のつながりが弱くなっています。複雑化・多様化する生活福祉問題の解決には公的制度やサービスのみならず、住民同士の支え合い・助け合いによる活動が大切です。

市民等の声⑥

Q. あなたは福祉について、どのような情報を知りたいと思いますか？（○は3つまで）



資料:「地域福祉アンケート」アンケートより 回答数875名(複数回答可)

(アンケート調査等の意見)

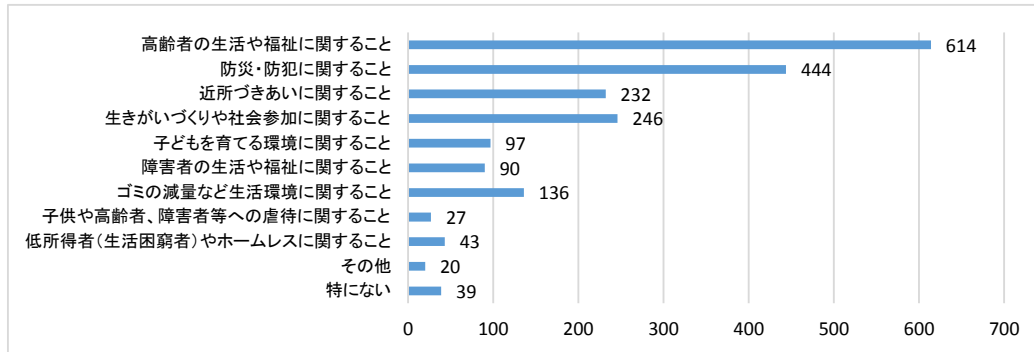
- 自助・互助の精神で住民同士で支え合うことが必要だと思います。
- 地域福祉活動の連携・協働に係るシステムの再検討を行う必要があると思う。
- 情報交換が行える行事や場があれば、自然と福祉活動も生まれてくると思う。

“見えてくる課題”

地域の生活福祉課題を知り、我が事として捉える情報交換・情報共有の場が地域にあり住民が主体的・積極的に課題の解決に取り組むことが大切です。

市民等の声⑦

Q あなたはお住いの地域について、より気がかりなことは何ですか？（〇は3つまで）



資料：「地域福祉アンケート」アンケートより 回答数875名（複数回答可）

（アンケート調査等の意見）

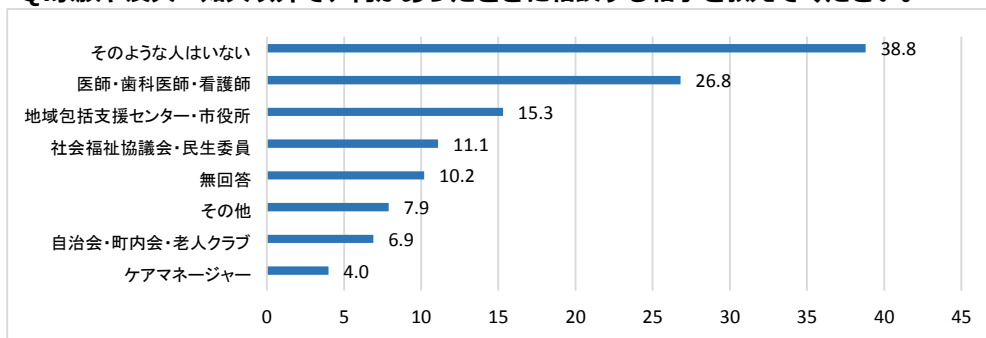
- 〇地域で気になることがあるが、自分に何ができるかわからない。
- 〇地域の生活福祉課題を自分のことと考え、地域や専門機関などが課題を受けとめるしくみづくりが必要だと思う。
- 〇気がかりなことの解決には、サービス提供者間の情報共有・連携が必要だと思う。

“見えてくる課題”

地域住民やNPO、民間企業、協同組合、ボランティア、社会福祉法人などの多様な主体による多様なサービスが協働・連携する体制整備が必要です。

市民等の声⑧

Q.家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手を教えてください。



資料：「第7期鴻巣市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」 全体=1,167

（アンケート調査等の意見）

- 〇困りごとをだれ（どこ）に相談してよいかわからない。
- 〇高齢者、障がい者などに特定せず、悩みごとを気軽に相談できる場が必要だと感じます。
- 〇地域の相談役としての民生委員・児童委員、地域包括支援センター、市・社会福祉協議会などの関係機関が、それぞれの役割、効果的な活動方法や連携の仕方などを話し合い、地域の福祉課題の解決に向けた取組みを話し合う定期的な場づくりが必要です。
- 〇気づいた生活福祉課題の解決が地域では困難な場合、適切に専門機関へ繋げるしくみが必要だと思います。

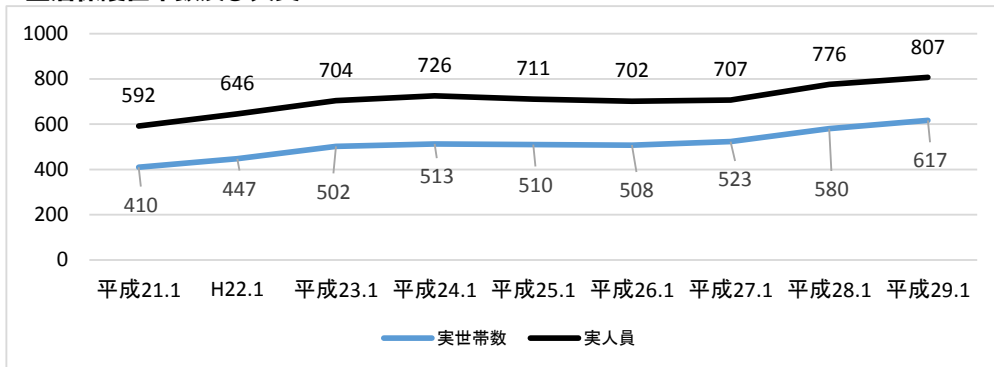
“見えてくる課題”

住民に身近な地域で、分野を超えた課題に総合的に相談に応じる体制や適切な機関等へつなげる体制づくりが必要です。

“自分らしく生きること”等に関する事項

市民等の声⑨

生活保護世帯数及び人員



資料:「統計こうのす」より

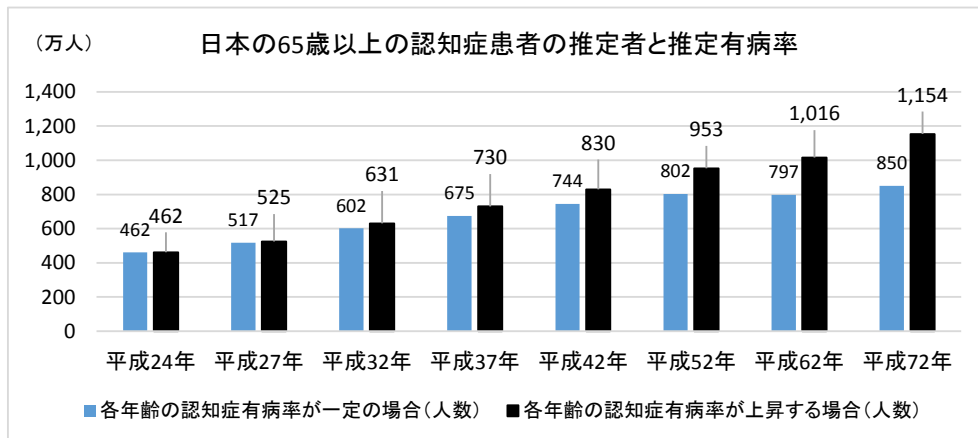
(アンケート調査等の意見)

- 雇用形態の変化などにより、若年世代における生活困窮者が増えているように感じます。
- 生活保護に至る前段階での支援策が必要だと思います。
- 生活困窮者の自立を支援する取り組みが必要だと思います。
- あらゆる相談に対し縦割りではなく、横断的な体制づくりが必要だと思います。

“見えてくる課題”

高齢や障がい、子育て、雇用等、生活福祉課題が多様化・複雑化しており、個人や家族で解決することが難しい状況にあります。様々な、制度やサービスを複合的に活用し自立した生活が送れるよう支援することが大切です。

市民等の声⑩



※各年齢の認知症有病率が2012年以降も糖尿病有病率の増加により上昇すると仮定した場合

各年齢の認知症有病率が2012年以降一定と仮定した場合

資料:内閣府「平成29年版高齢社会白書」をもとに作成

(アンケート調査等の意見)

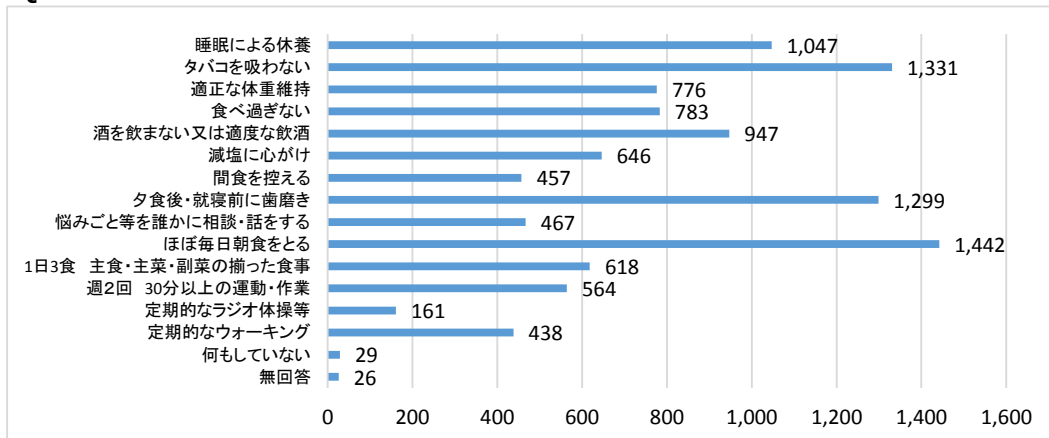
- 今後、認知症の方が増えることから、成年後見制度が重要になると感じます。
- 弁護士、司法書士等の専門職には限りがあり、新たな権利擁護者の養成の必要性を感じます。
- 認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などのうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助などの支援の充実が必要だと感じます。

“見えてくる課題”

急速な高齢化の進行にともない認知症高齢者数が増加しています。又、知的障がい者や精神障がい者数も増加傾向にあり、専門職だけでなく判断能力の不十分な方々を支援する権利擁護体制の充実が必要です。

市民等の声⑪

Q.あなたは、健康のために生活習慣としてどのようなことを実践していますか？



資料:平成29年度「市民アンケート」より 合計11,031 回答者数1,843名(複数回答可)

(アンケート調査等の意見)

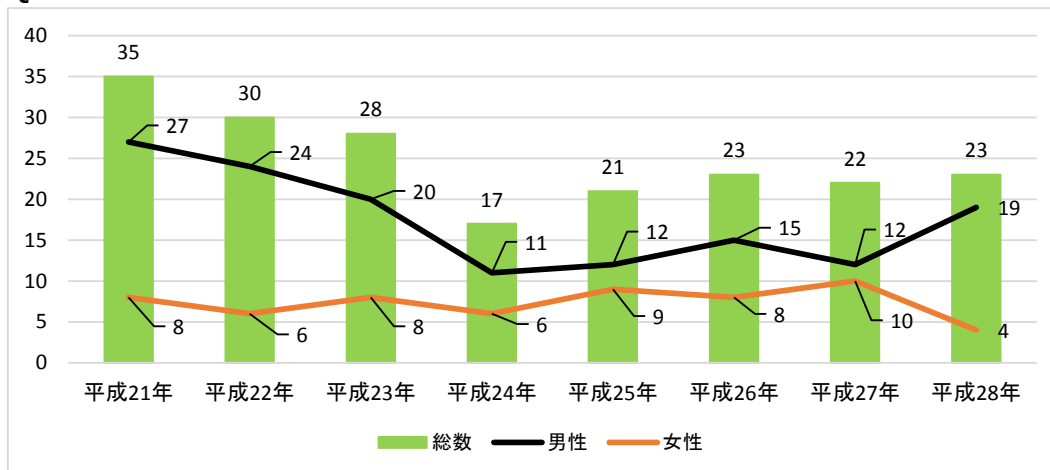
- 気軽に参加できる運動・健康づくりの場があると良い。
- 健康診断を身近に感じ、気軽に利用できることが大切だと思います。
- 健康に暮らすためには心の健康と合わせ、生きがいを持つことが大切だと思います。
- 身体を動かすことは、肥満や生活習慣病の予防、高齢者の自立や健康寿命にも繋がると思う。

“見えてくる課題”

介護予防等の充実により認定率は下がっているが、引き続き生活習慣病は増加傾向にあり、健康に暮らしていくためには、生活習慣の見直しや病気の早期発見(健康診断)が必要です。

市民等の声⑫

Q.鴻巣市の男女別自殺者数の推移(人)



資料:「鴻巣市いのち支える自殺対策計画」

(アンケート調査等の意見)

- 核家族化により、家族での解決力が弱まり悩みを打ち明けられない人もいます。
- 共働きも増え、夫婦ともに仕事でのストレスを抱えている人も多いのではないのでしょうか。
- 高齢に伴い、健康や病気のみならず、家計に悩みを抱える人も増えていると思います。

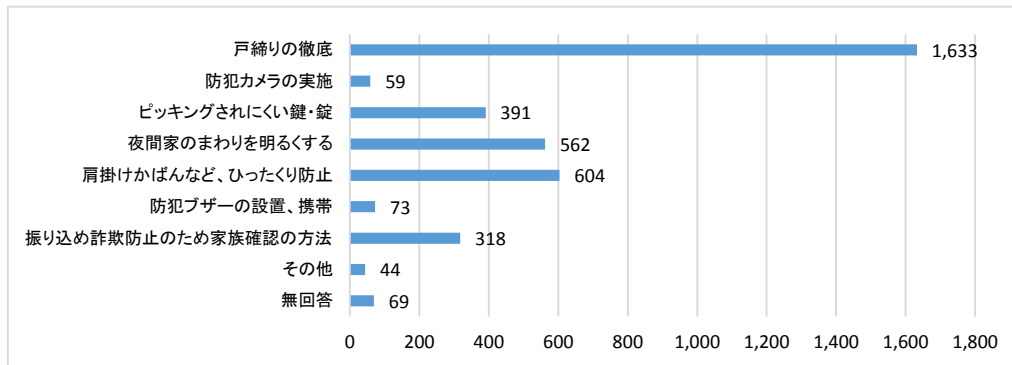
“見えてくる課題”

自殺の多くは、経済・生活問題、健康問題、家庭問題等の様々な要因が複雑に関係して心理的に追い込まれた末の死のため、市のみならず、地域で活動する関係機関等が協働して生きる支援施策に取り組むことが重要です。

“安心して生活すること”等に関する事項

市民等の声^⑬

Q あなたは、防犯のためにどのような対応をしていますか？



資料:平成29年度「市民アンケート」より 合計3,753（回答者数1,843名）

（アンケート調査等の意見）

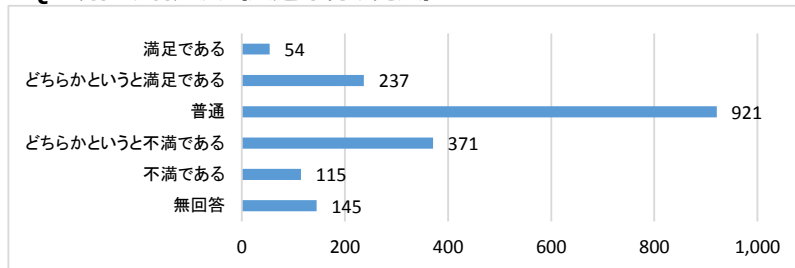
- 要援護者の把握とともに支援者の確保や普段からの信頼関係が大切だと思う。
- 子どもや女性、高齢者を狙う悪質な犯罪が増加しているため、防犯意識の向上が重要だと思う。
- 頻発する、地震や豪雨などに対して備えと意識の向上が大切だと思う。
- 自分の地域は“自らが守る”という防犯意識を高めることが大切だと思う。
- 地域の防災訓練等に参加することが大切です。

“見えてくる課題”

増加する悪質な犯罪等に備え、常日頃から家族間での話し合いや備えをすることが大切です。
また、家族のみならず、近所同士でお互い様の関係を築くことが重要です。

市民等の声^⑭

Q 現在の満足度（交通環境の充実）



資料:平成29年度「市民アンケート」より 合計1,843名

（アンケート調査等の意見）

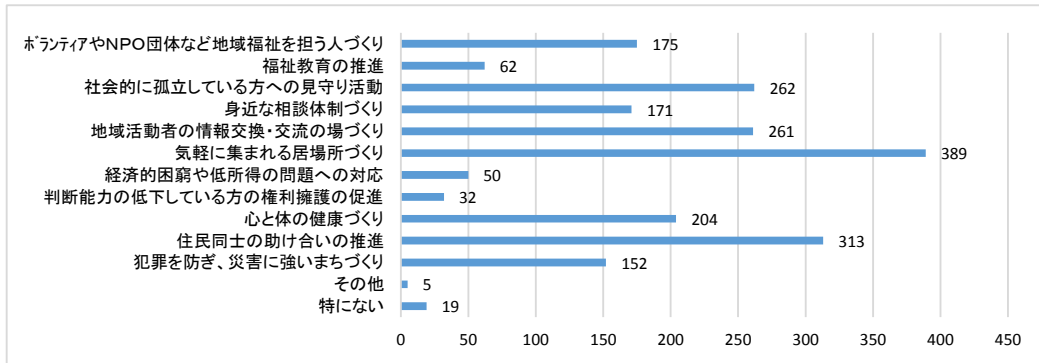
- 外出支援を必要とする人の増加にともない、地域住民やボランティアの協力が大切になる。
- 高齢化に伴い足腰が弱ってきています。
毎日の買い物をするため、お店が近くにないと困ります。
- サロンや行事に参加したいけれど、会場まで行く手段がない。
- 商業施設が郊外にまとまっているため、高齢者や障がい者の外出支援が必要だと感じる。

“見えてくる課題”

その人らしく地域で暮らし続けるためには、社会参加や生きがいづくりが大切です。
高齢になっても、行きたい所へ行きたい時間に行けるようサポートすることが重要です。

市民等の声^⑮

Q.安心して暮らせる仕組みづくりのために、あなたの地域ではどのような取り組みが必要だと思いますか？（○は3つまで）



資料:「地域福祉アンケート」アンケートより 回答数875名（複数回答可）

（アンケート調査等の意見）

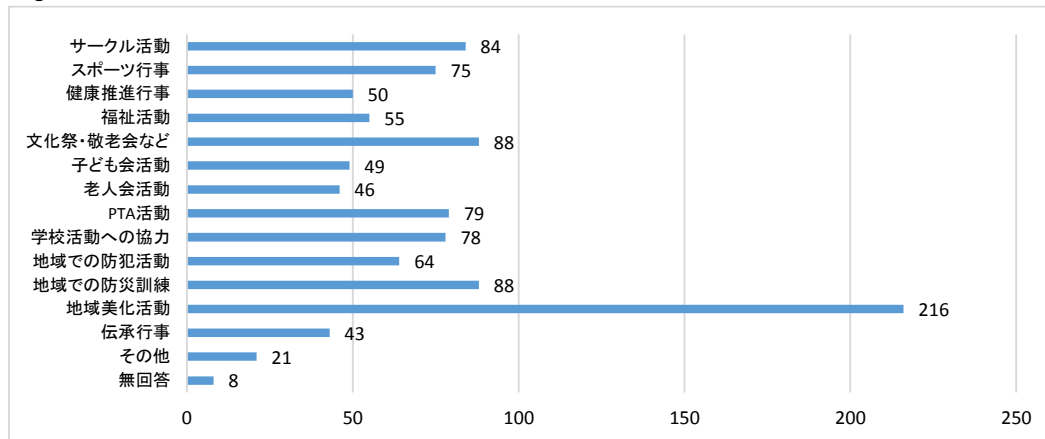
- 地域の身近なところに気軽に集える交流の場が必要だと思う。
- ふれあい・交流の場の拠点となる建物等の確保が必要となります。（例えば、空き家など）
- 孤立しがちな方々を交流の場に参加していただくためには、地域住民の声かけや普段からの交流から始まると思います。
- 高齢者のみ、障がい者のみという特定を対象とするサロン以外に、地域住民の誰もが集える場があると良い。

“見えてくる課題”

身近なところの居場所（サロン）づくりが求められているが、参加するだけでなく、一緒につくっていくことが大切です。また、集いの場の確保に向けた工夫が必要です。

市民等の声^⑯

Q.ここ1年間で参加した活動は何ですか？



資料:平成29年度「市民アンケート」より 合計1,044（回答者数447）

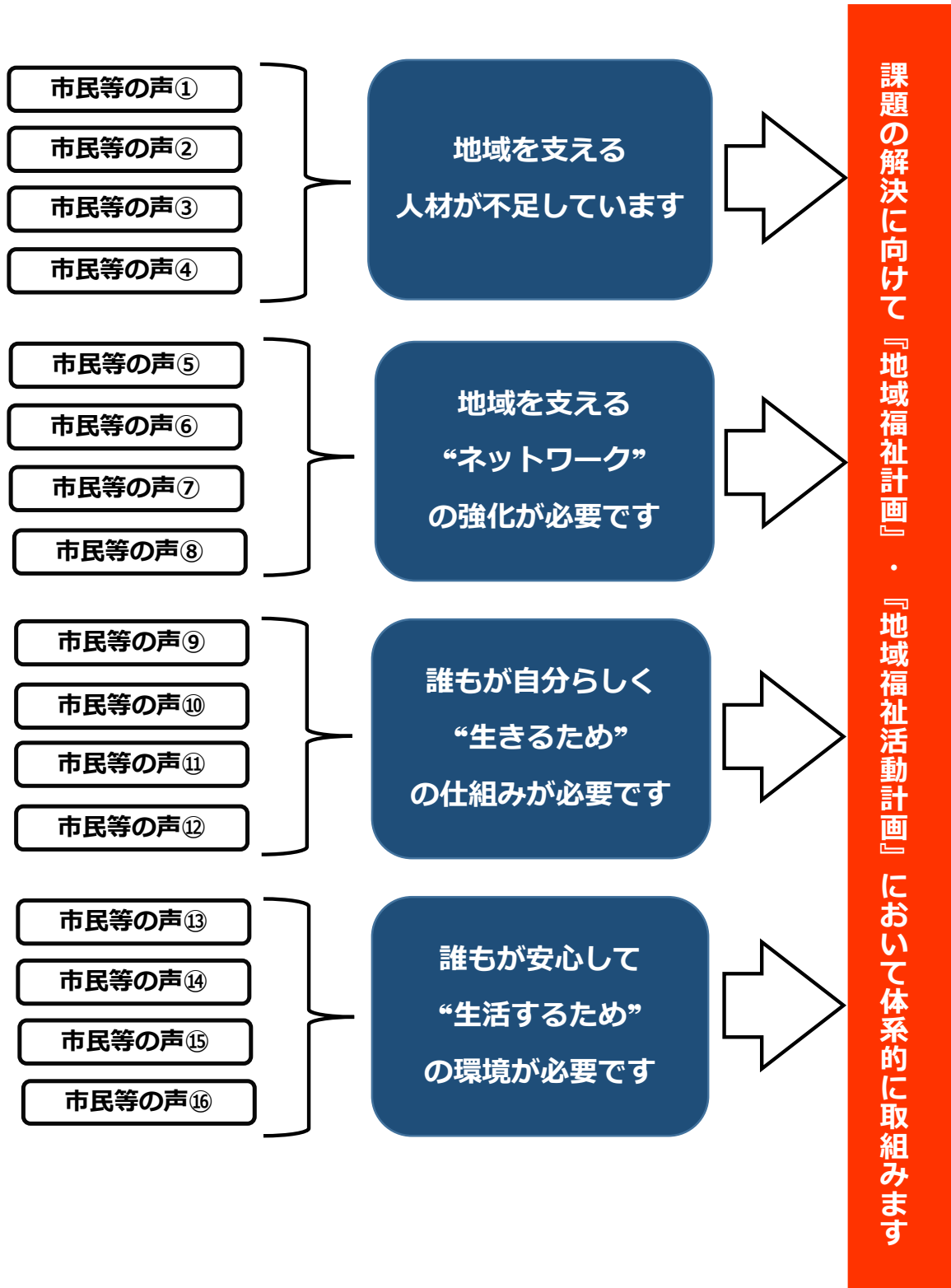
（アンケート調査等の意見）

- 地域住民が一堂に介する行事が減ってきている。
- ふれあい・交流の第一歩として、普段からの「あいさつ・声かけ」が大切だと思う。
- 高齢者や障がい者、老若男女が交流することにより、お互いを理解することにもなる。
- 世代間交流を図ることが、地元愛にも繋がり永く住み慣れた地域で暮らすことになる。

“見えてくる課題”

地域でのふれあい・交流の場が減少しています。
子どもの健全育成の面からも世代を超えた交流・ふれあいの場が大切です。

これらの現状から“見えてくる生活福祉課題”に 対して“どのように対応”すべきか！



第3章

計画の基本理念・基本目標及び計画の体系

1 基本理念と基本目標

わたしたちが暮らす地域の中には、性別・年齢・障がいの有無・家族環境などそれぞれ違いがあり様々な価値観を持った人々が暮らしています。

また、社会環境は、急速な少子高齢化や核家族化、雇用形態の変化などにより家族だけでは解決が難しい課題も増えています。

そうした中、誰もが住みなれた地域で、健康で生きがいをもって自立した生活を送るためには、互助の精神である、“支え合う・助け合う”心を醸成し、地域福祉を推進する必要があります。

そして、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、全ての市民が主役となり、誰もが地域の福祉課題の解決に向けて参画する福祉のまちづくりを目指します。

計画の基本理念及び基本目標は、第1次計画並びに第2次計画を踏襲します。

(1) 基本理念

人輝く 思いやりのあるまちづくり



（２）基本目標

基本目標１ 地域を支える担い手づくり

地域福祉の原点は、人を大切にし、思いやりや感謝の気持ちが自然とあふれるまちを築くことです。そのため、すべての市民が福祉への理解と関心を深め、思いやりや助け合うことを大切に思う心の醸成が必要です。

このため、市民の地域福祉への理解を深めるとともに、地域を支える担い手の育成・啓発・活動を支援し地域福祉を推進します。

基本目標２ 地域を支えるネットワークづくり

地域における多様な生活福祉課題に対応するためには、地域住民による“支え合い・助け合い”の活動が重要です。

また、地域住民の情報交換・交流の場を充実させるとともに、複雑・多様化した課題に対して地域と専門機関、市などが連携しワンストップで解決に取り組むネットワーク機能を強化します。

基本目標３ 誰もが自分らしく生きるための仕組みづくり

市民一人ひとりが住みなれた地域で安心して自立した生活を送るためには、生活福祉課題に直面したときに、その課題を解決する福祉サービスなどが充実していることが必要です。

このため、高齢者や生活に困窮している人、判断能力が低下している人、障がいのある人や子育て家庭など支援を必要とする人が、その人らしい生活が送れるよう、地域と保健・医療・福祉など多職種の専門機関が連携し、総合的な支援が行える体制の充実を進めます。

基本目標４ 安心して生活ができる環境づくり

すべての市民がいつでも・いつまでも安全で安心した生活を送るためには、平時のみならずいつ発生するかわからない災害への備えや防犯への取組み、そして住民同士のつながりが大切です。

このため、地域と市・市社会福祉協議会など多様な主体が連携して防災と防犯の対策を強化するとともに、思いやりと交流のあるまちづくりを進めます。

2 福祉圏域の設定

地域福祉を効果的・効率的に推進するため、「大圏域」「中圏域」「小圏域」の3つの圏域を設定します。

●大圏域（市全体）

『市内各地域との連携や専門性の高い総合的・広域的な展開』

主体：市・市社会福祉協議会・サービス提供事業者など

●中圏域（支部社会福祉協議会）

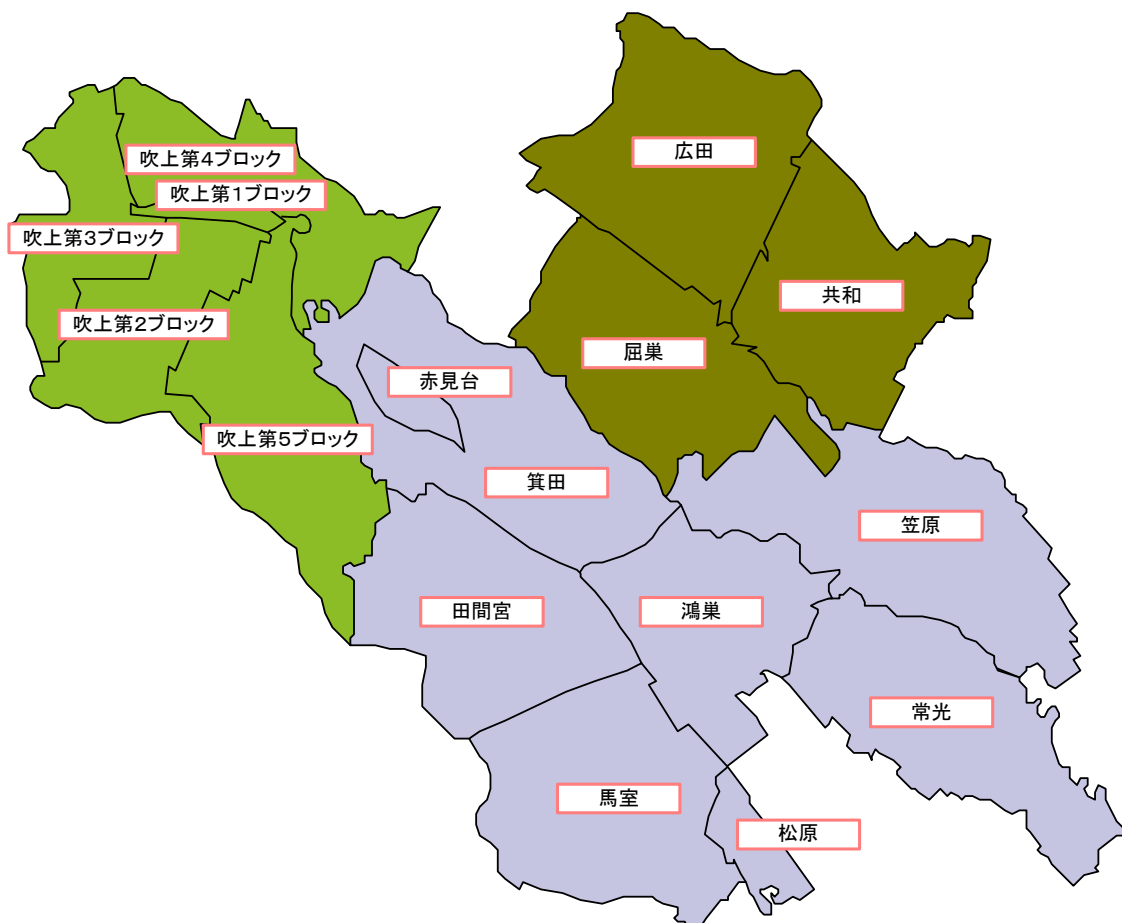
『地域交流、防災・防犯、見守り活動の体制化など』

主体：各支部社会福祉協議会、各地区自治会連合会・町内会（長）連絡協議会、各地区民生委員・児童委員協議会、地域包括支援センター、子ども会育成会、ボランティアなど

●小圏域（自治会・町内会）

『住民の自主的参加・活動、あいさつ・声かけ・見守りなど近所の支え合いなど』

主体：自治会・町内会、住民など（最も身近な単位）

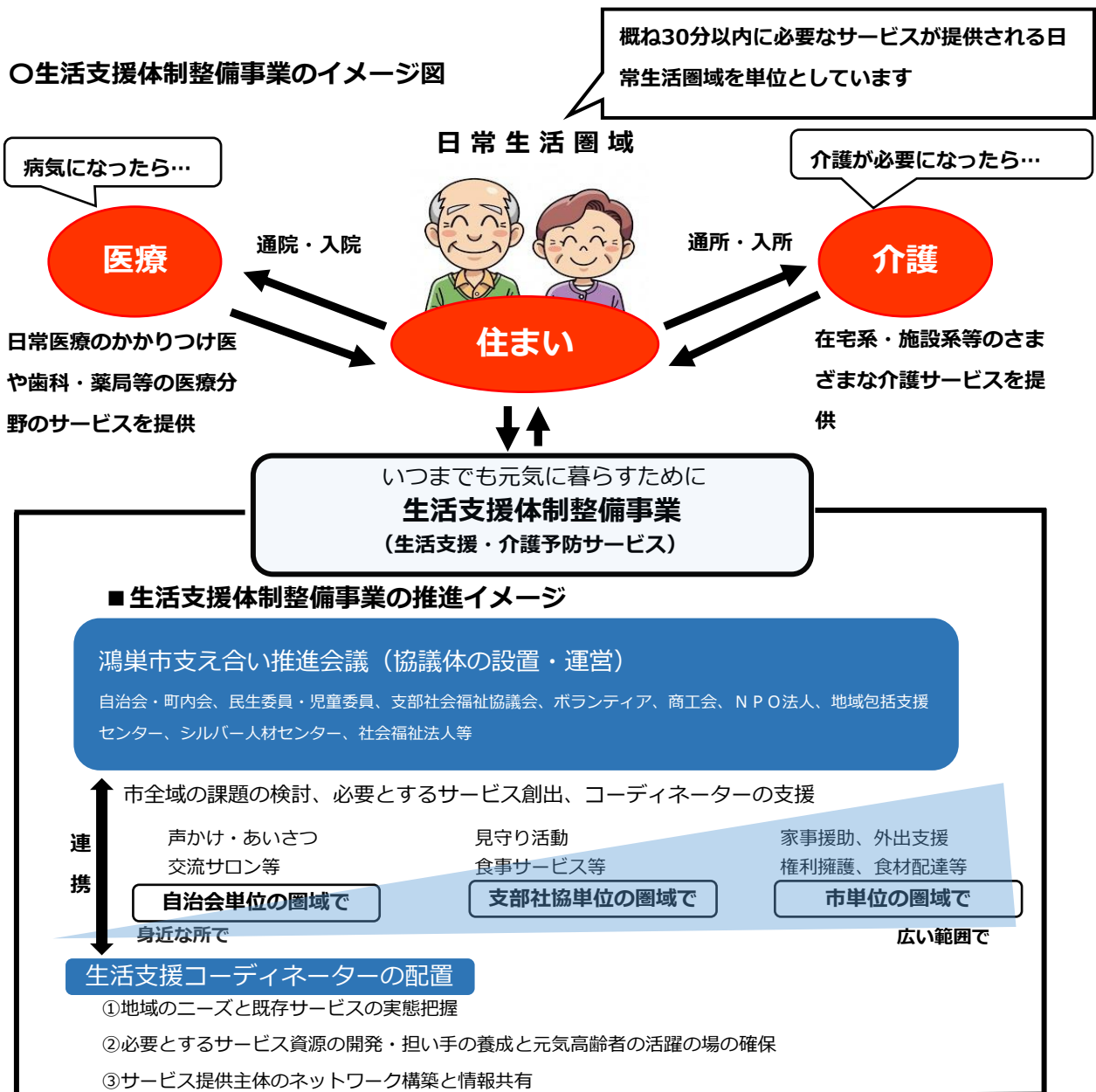


3 第3次計画の特色

一億総活躍社会づくりでは、福祉分野においても、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域を育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現が求められています。

第3次計画策定にあたっては、第1次計画及び第2次計画との整合を図るため、基本理念と4つの基本目標を継承するとともに、第2次計画の重点取組みである「見守り活動」や「気軽に集まれる居場所（サロン）づくり」、「セーフティネットの推進（生活困窮者の自立支援等）」を引き続き重点取組みとして推進します。

また、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域組織やボランティア、社会福祉法人、NPO法人、民間企業など、地域の多様な主体が連携・協働するしくみとして「生活支援体制整備事業」を推進するとともに知的障がい、精神障がい、認知機能の低下などのため判断能力が落ちてしまっても、馴染みの地域で暮らしていけるよう、権利擁護事業等を推進し、基本理念である『人輝く 思いやりのあるまちづくり』を目指します。



4 計画の体系



第4章

目標の実現に向けた地域福祉活動の推進

基本目標1 地域を支える担い手づくり

基本施策(1) 地域福祉を担う人づくり

目指すべき姿

地域の人々がお互いに支える側・支えられる側になり、みんなが地域活動やボランティア活動へ積極的に参加しています。

◎ ボランティア養成講座参加者数

第1次計画	第2次計画					3次計画 目標値	地域デビューのきっかけの場として、幅広い世代への参加を働きかけます。
H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度見込み		
18	31	6	53	28	30	55	

◎ ボランティア体験プログラム参加者数

第1次計画	第2次計画					3次計画 目標値	体験メニューを再検討し参加人数の増加を目指します。目標値は過去3カ年の10%増とします。
H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度見込み		
320	347	363	377	409	420	442	

取組み事項1 新たな担い手の発掘・育成

市・市社会福祉協議会の取組み

市	取組み	所轄課
	・ 民生委員・児童委員活動支援事業の推進 ・ 市民活動推進事業の推進 ・ 介護予防リーダー養成講座の開催 ・ 認知症サポーター養成講座の開催	福祉課 自治文化課 } 長寿いきがい課

市社会福祉協議会	取組み
	・ 新たな担い手の発掘（ボランティア養成講座の開催） ・ ボランティアコーディネーターの配置 ・ ボランティアセンター機能の充実と周知 ・ ボランティア相談の充実 ・ 市民活動センター等との連携

認知症サポーター

認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする人材。

介護予防リーダー養成講座



おとな大学ボランティア学科（ボランティア養成講座）



取組み事項2 福祉教育の推進

市・市社会福祉協議会の取組み

	取組み	所轄課
市	・人権教育推進事業の推進 ・人権相談支援事業の推進 ・地域包括支援センターによる総合相談事業の推進 ・多様な学習・体験機会の提供（児童センター、親子レクリエーション等） ・社会人権教育事業の推進	学校支援課 やさしさ支援課 長寿いきがい課 こども未来課 生涯学習課

市社会福祉協議会	取組み
	・ボランティア体験プログラムの実施 ・福祉体験学習等への協力 ・福祉教育・ボランティア体験学習推進事業助成金の交付 ・福祉イベント、社協だよりを活用しての啓発

ボランティア体験プログラム

子どもから大人まで、だれもが気軽にボランティア活動に参加できるきっかけづくりのために、さまざまな体験メニューを用意し市町村社会福祉協議会などが実施するプログラム。

ボランティア体験プログラム



福祉体験学習



基本施策(2) 担い手が活躍する場づくり

目指すべき姿

“できるときに、できること”の範囲で地域の人々が地域活動やボランティア活動に積極的に取り組んでいます。

◎ ボランティアセンター登録団体数

第1次計画	第2次計画					3次計画
H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度見込み	目標値
117	122	113	102	106	113	118

様々な情報提供、ボランティア活動者間の連携を図るためにも登録を働きかけます。過去3年間平均の10%増を目標値とします。

◎ ボランティア活動保険加入者数

第1次計画	第2次計画					3次計画
H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度見込み	目標値
1,916	1,424	1,501	1,367	1,786	1,800	1,900

安心して活動ができるよう、ボランティア団体等への周知を図ります。

◎ 市民活動センター等登録団体数

第1次計画	第2次計画					3次計画
H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度見込み	目標値
137	185	221	244	264	290	310

目標値については、総合振興計画の前期基本計画目標値（H33）とします。

取組み事項3 ボランティア活動の推進と支援

市・市社会福祉協議会の取組み

市	取組み	所轄課
	・ 市民活動推進事業の推進 ・ 福祉団体補助事業の推進	自治文化課 福祉課

市社会福祉協議会	取組み
	・ ボランティアセンター機能の充実と周知 ・ ボランティアニーズの把握とコーディネート機能の強化 ・ ボランティア登録の促進 ・ ボランティア活動保険の加入の実施 ・ ボランティア団体活動助成金の交付、福祉団体助成金の交付 ・ 地域福祉活動者や活動団体との連携強化（ボランティア代表者会議の開催） ・ 地域支え合い事業「思いやりの輪」の推進 ・ ボランティア見本市の開催 ・ 市民活動センター等との連携

ボランティアセンターとは

ボランティアをしたい人と、ボランティアの応援を必要としている人を“つなぐ”役割を担う機関。また、ボランティア活動の推進を図るため研修会や情報発信及び活動中の事故等を補償するためのボランティア保険の手続きなどの業務も担う。

地域支え合い事業「思いやりの輪」

援助が必要な高齢者や障がい者など、日常生活の困りごとに対し協会員（有償ボランティア）が手助けをする住民同士の支え合い事業。

地域支え合い事業「思いやりの輪」



ボランティア見本市



取組み事項4 情報発信機能の強化

市・市社会福祉協議会の取組み

市	取組み	所轄課
	・広報こうのす「かがやき」の発行 ・ホームページによる情報発信 ・こうのす広場の活用 ・各種ガイドブックの発行 ・市民活動情報閲覧コーナーの活用	} 秘書課 総合政策課（商工会） 各担当課 自治文化課

市社会福祉協議会	取組み
	・広報誌「社協だより」の発行 ・情報誌「ボランティアセンターだより」の発行 ・ホームページによる情報発信 ・福祉イベントを通じての情報発信 ・各種研修会を通じての情報発信 ・市民活動センターとの情報共有と連携

広報こうのす「かがやき」



広報誌「社協だより」



ボランティアセンターだより



基本目標2 地域を支えるネットワークづくり

基本施策(3) 生活福祉課題を“我が事”とする土壌づくり

目指すべき姿

「自分や家族が暮らしたい地域」を住民が主体的・積極的に考え、地域で困っている課題を自ら解決したいと思う住民が増えています。

◎福祉見守り員等の人数

第1次計画	第2次計画					3次計画
H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度見込み	目標値
660	744	785	818	849	850	900

福祉見守り員等については、全支部において設置済であるが、第2次計画の目標値(900名)未達成のため同値を目標値とします。

◎地域コーディネーターの人数

第1次計画	第2次計画					3次計画
H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度見込み	目標値
67	68	70	68	68	70	80

地域コーディネーターについては、全支部において設置済であるが、第2次計画の目標値(80名)未達成のため同値を目標値とします。

◎支部社会福祉協議会主催の地区懇談会・支部福祉委員会を開催した支部社会福祉協議会数

第1次計画	第2次計画					3次計画
H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度見込み	目標値
3/16支部	15/16支部	14/16支部	14/16支部	12/16支部	14/16支部	16/16支部

地域住民同士の情報共有の場・課題解決の場として全支部においての開催を目指します。

取組み事項5 住民主体の見守り活動の推進【重点取組】

市・市社会福祉協議会の取組み

市	取組み	所轄課
	- 民生委員・児童委員活動支援事業の推進 - 地域福祉活動事業の推進 - 緊急時通報システム事業の推進 - 認知症サポーター養成講座の開催 - ひとり歩き見守りグッズの普及 - 徘徊高齢者等探索サービス事業の推進 - 在宅高齢者等配食サービス事業の推進 - 要援護高齢者支援ネットワーク事業の推進	福祉課 長寿いきがい課

市社会福祉協議会	取組み
	- 福祉見守り員の設置と活動支援及び研修会の開催 - 地域コーディネーターの設置と活動支援及び研修会の開催 - 支部社会福祉協議会との連携強化(支部長会議の開催、支部定例会議の開催) - 自治会・町内会、民生委員・児童委員、地域包括支援センター等の関係機関との連携 - 食事サービス事業、配食サービス事業、給食配達サービス事業などによる安否確認の実施 - 友愛電話の実施 「あいさつ・声かけ」運動の啓発

福祉見守り員

暮らしの場において生活福祉問題を見つけ、民生委員・児童委員や市社協などに連絡するなどの地区福祉活動を実践する人材。

地域コーディネーター

「人輝く思いやりのあるまちづくり」を推進する「地域福祉活動者の相談役」。住民福祉活動によって発見された生活福祉問題を解決すべき課題として捉え、共有し、解決に向けて話し合い、福祉活動を推進する人材。

友愛電話



取組み事項6 地域の生活福祉課題を共有する場づくり**市・市社会福祉協議会の取組み**

市	取組み	所轄課
	・ 民生委員・児童委員活動支援事業の推進 ・ 地域ネットワーク会議の開催 ・ 家族介護支援事業の推進（介護者交流会、介護者教室等）	福祉課 } 長寿いきがい課

市社会福祉協議会	取組み
	・ 支部社会福祉協議会が開催する地区懇談会など、情報共有する場の開催支援 ・ 支部社会福祉協議会が開催する支部福祉委員会など、地域の福祉課題の解決に向けた取組みを話しあう場の開催支援 ・ 地域ネットワーク会議への参加

支部福祉委員会

支部社協ごとに地域コーディネーターが呼びかけ、福祉見守り員、民生委員・児童委員、支部社協役員などが集まり、地域の見守り活動の状況や課題などの情報交換や意見交換を行う場。

地区懇談会

地域の課題等を住民同士で話し合い、情報の共有と課題解決を目指す地域住民による懇談会。

地区懇談会

基本施策(4) 生活福祉課題を“丸ごと”受けとめるしくみづくり

目指すべき姿

福祉、医療、保健、雇用、就労、家計、権利擁護など多様・複合化する生活福祉課題に対し地域の持つ力と公的な支援体制が協働し包括的に受け止めるしくみづくりが推進されています。

◎第2層協議体の設置・運営

第1次計画	第2次計画					3次計画 目標値	身近な圏域における、情報共有・情報交換の場として、全圏域の設置を目指します。
H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度見込み		
—	—	—	0	0	3/8	8/8	

◎地域支え合い推進員（仮称）の配置人数

第1次計画	第2次計画					3次計画 目標値	第2層協議体のコーディネーターとして地域支え合い推進員（仮称）の全圏域設置を目指します。
H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度見込み		
—	—	—	0	0	2/4	4/4	

取組み事項7 生活支援体制整備事業の推進と拡充【重点取組】

市・市社会福祉協議会の取組み

市	取組み	所轄課
	・地域ケア会議の開催 ・要介護高齢者等支援ネットワーク事業の推進	長寿いきがい課

市社会福祉協議会	取組み
	・鴻巣市支え合い推進会議（第1層協議体）の設置・運営 ・生活支援コーディネーターの設置 ・（新規）第2層協議体の設置・運営及び地域支え合い推進員（仮称）の配置 ・多様な主体の参加による情報共有の場である地域座談会（仮称）の開催 ・社会資源マップの作成

生活支援体制整備事業

地域住民が主体となった生活支援・介護予防サービスの充実を図るため、「協議体」と「生活支援コーディネーター」を設置し、様々なネットワークをいかながら、地域の互助を高め、住民主体のサービスが活性化されるよう、地域全体で高齢者の生活を支える体制づくりを推進する事業。

鴻巣市支え合い推進会議（第1層協議体）

市全体の生活支援体制の整備に向けて、関係者のネットワーク化を図り、多様な組織間の情報共有による地域資源の開発等を推進することを目的として設置される協議体。

生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす調整役。

第2層協議体

より身近な圏域の生活支援体制の整備に向けて、関係者のネットワーク化を図り、多様な組織間の情報共有による地域資源の開発等を推進することを目的として設置される協議体。

鴻巣市支え合い推進会議（第1層協議体）



第2層協議体の圏域設定

支部社会福祉協議会の圏域を基本に設定

第1圏域	鴻巣
第2圏域	箕田、赤見台
第3圏域	田間宮
第4圏域	馬室、松原
第5圏域	笠原、常光
第6圏域	吹上第1、第3、第4
第7圏域	吹上第2、第5
第8圏域	屈巣、広田、共和

取組み事項8 地域住民の相談を受けとめるネットワークづくり

市・市社会福祉協議会の取組み

	取組み	所轄課
市	・民生委員・児童委員活動支援事業の推進 ・地域福祉活動事業の推進 ・地域自立支援協議会の開催 ・地域包括支援センターによる総合相談事業の活用 ・要援護高齢者等支援ネットワーク事業の推進 ・子育て支援ネットワークの推進 ・労働支援事業の推進 ・健康相談事業の推進	福祉課 長寿いきがい課 こども未来課 産業振興課 健康づくり課

市社会福祉協議会	取組み
	・アウトリーチ（訪問支援）による支援の強化 ・民生委員・児童委員、支部社会福祉協議会、地域包括支援センター等の関係機関との連携 ・鴻巣市社会福祉施設連絡会の開催 ・支部長会議の開催 ・各相談窓口・関係機関との連携のしくみづくりの強化 ・外部研修会への参加など職員資質向上と専門性の向上

基本目標3 誰もが自分らしく生きるための仕組みづくり

基本施策(5) 自立した生活を支援する体制づくり

目指すべき姿

高齢や障がいの有無、年齢、性別にかかわらず、地域住民みんなが、その人らしく自立した生活を送っています。

◎子ども学習支援事業利用者数

第1次計画	第2次計画					3次計画 目標値	子どもの学習支援を必要とする世帯は増加傾向にあります。目標値はH30見込み数の10%増とします。
H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度見込み	目標値	
—	—	12	24	54	54	59	

◎生活困窮者自立相談支援事業相談件数

第1次計画	第2次計画					3次計画 目標値	抱える生活福祉課題は、多様化・複雑化傾向にあります。第3次計画の目標値は第2次計画と同値とします。
H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度見込み	目標値	
—	—	243	237	267	300	380	

◎福祉サービス利用援助事業「あんしんサポートねっと」利用者数

第1次計画	第2次計画					3次計画 目標値	認知症高齢者等の増加によりニーズは今後益々高まります。目標値はH30見込み数の20%増とします。
H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度見込み	目標値	
23	29	32	32	30	30	36	

◎市社会福祉協議会が後見人となる「法人後見」受任件数

第1次計画	第2次計画					3次計画 目標値	社会福祉法人などが専門職とともに権利擁護事業を担うことが期待されています。年1件の受任を目標値とします。
H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度見込み	目標値	
—	—	—	—	0	1	5	

取組み事項9 セーフティネットの推進【重点取組】

市・市社会福祉協議会の取組み

市	取組み	所轄課
	- 生活保護世帯への支援 - 生活困窮者自立支援法の推進 - 住居確保給付金事業の推進 - 子ども学習支援事業の推進	福祉課 福祉課・こども未来課

市社会福祉協議会	取組み
	- 生活困窮者自立相談支援事業の推進 (新規) 家計改善支援の推進 - 福祉資金の貸付、生活福祉資金の貸付事業の推進 - 彩の国あんしんセーフティネット事業の推進 - 地域歳末たすけあい事業援護金の交付 - フードバンク事業の活用

生活困窮者自立相談支援事業

生活困窮者の相談に応じ、相談者と共に自立支援計画を作成し関係機関と連携して継続的な自立を支援する事業。

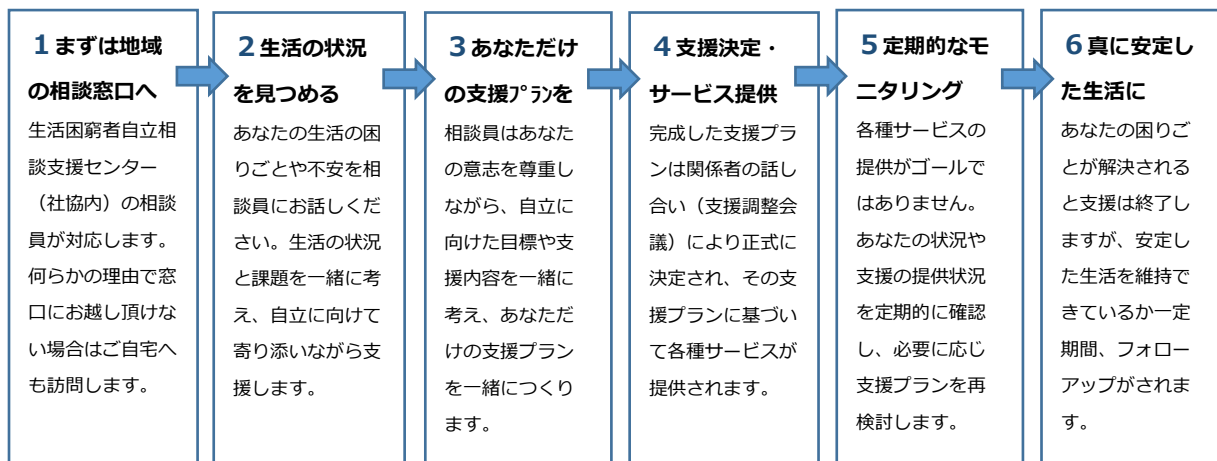
家計改善支援事業

生活困窮者に対し、家計相談や家計簿作成の支援等を行い、自らが家計を管理しようとする意欲と家計管理の力を高め、早期の生活再生を支援する事業。

彩の国あんしんセーフティネット事業

生活困窮者に対し、埼玉県内の社会福祉法人が協働し相談支援事業や逼迫した状況にある場合には経済的援助（食糧支援等）を行うことにより自立を支援する事業。

生活困窮者自立相談支援事業 相談から支援までの流れ（相談無料・秘密厳守）



資料:厚生労働省「制度紹介リーフレット」を参考に作成

取組み事項 10 権利擁護体制の充実【重点取組】

市・市社会福祉協議会の取組み

市	取組み	所轄課
	・地域福祉活動事業の推進 ・市民後見人の登録の促進 ・成年後見制度利用支援体制の整備 ・高齢者、児童、障害者児童虐待防止対策の推進	} 福祉課 長寿いきがい課・福祉課 長寿いきがい課・こども未来課・福祉課

市社会福祉協議会	取組み
	・福祉サービス利用援助事業「あんしんサポートねっと」の推進 ・（新規）成年後見サポートセンター（仮称）の開設と周知 ・市社会福祉協議会が後見人となる法人後見事業の推進と周知 ・市民後見人の育成支援 ・障がい者週間記念のつどいの開催

福祉サービス利用援助事業「あんしんサポートねっと」

判断能力が不十分な高齢者や知的障害・精神障害のある方などが、安心して生活が送れるように、定期的に訪問し、福祉サービスの利用や日常生活に必要なお金の出し入れのお手伝い等を行なう事業。

市民後見人

一般市民による成年後見。認知症や知的障害などで判断能力が不十分になった方で親族がいない場合に、同じ地域に住む市民が、家庭裁判所から選任され、本人に代わって財産の管理や介護契約などの法律行為を行う人。

障害者週間記念のつどい



関連計画

- 鴻巣市健康づくり推進計画（H30～H32）
- 鴻巣市障がい者計画（H27～H32）
- 鴻巣市障がい福祉計画・鴻巣市障がい児福祉計画（H30～H32）
- 鴻巣市子ども・子育て支援事業計画（H27～H31）

基本施策(6) 心と体の健康づくり

目指すべき姿

市民一人一人が、自分らしく心身ともに“いきいき”と健やかで充実した生活を送っています。

◎健康のために市民が取組んでいる生活習慣の項目数（全14項目）

第1次計画	第2次計画					3次計画 目標値	目標値については、第6次総合振興計画（前期基本計画）の最終年度（H33）の数値を目標値とします。
H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度見込み	目標値	
5.40	5.52	5.97	5.96	5.77	↗	6.00	

※H27年度より12項目から14項目に調査項目変更

◎ゲートキーパー研修参加人数

第1次計画	第2次計画					3次計画 目標値	目標値については、いのち支える自殺対策計画の最終年度（H33）の数値を目標値とします。
H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度見込み	目標値	
441	663	863	1,262	1,897	2,047	2,497	

取組み事項11 “健康こうのす”の推進と連携

市・市社会福祉協議会の取組み

市	取組み	所轄課
	- 生活習慣の改善 - 生活習慣病の発症予防と重症化予防 - 健康を支え、守るための社会環境の整備 - 食育の推進による健全な食生活の形成 - 健康体力づくり推進事業の推進 - スポーツ教室の開催	- 健康づくり課 - スポーツ健康課
市社会福祉協議会	取組み	
	- いきがい作品展の開催 - 福祉イベント、各種研修会等の開催	

健康のために市民が取組んでいる生活習慣の項目数（全14項目）

- 睡眠による休養を十分にとるようにしている
- たばこを吸わない
- 適正な体重を維持している
- 食べ過ぎないようにしている
- 酒を飲まない又は節度ある適度な飲酒をしている
- 減塩に心がけている
- 間食を控えている
- 夕食後や就寝前に歯みがきをしている
- 悩みごとや心配ごとをだれかに相談や話しをしている
- ほぼ毎日朝食をとっている
- 1日3回主食、主菜、副菜のそろった食事をとっている
- 週2回、1回30分以上の汗ばむ程度の運動・作業をしている
- ラジオ体操等を定期的に行っている
- ウォーキングを定期的に行っている

“健康こうのす”

第3次鴻巣市健康増進計画・第2次鴻巣市食育推進計画。

基本理念 ～市民一人一人がいきいきと健やかで充実した生活が送れる“健康こうのす”の実現。

健康まつり



いきがい作品展



取組み事項12 生きる支援施策の推進と連携

市・市社会福祉協議会の取組み

市	取組み	所轄課
	・地域におけるネットワークの強化 ・自殺対策を支える人材育成の強化（ゲートキーパー研修等） ・市民への啓発と周知 ・生きることの促進要因への支援 ・児童生徒の「SOS」の出し方に関する教育	健康づくり課
市社会福祉協議会	取組み	
	・各種イベントや研修会において、自殺対策に関するリーフレット等の配布 ・福祉見守り員による地域の見守り活動 ・生活困窮者自立相談支援事業の推進	

生きる支援施策

「鴻巣市いのち支える自殺対策計画」における支援施策。

ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人。

自殺予防キャンペーン



いのちの授業



関連計画

鴻巣市健康づくり推進計画（H30～H34）

鴻巣市いのち支える自殺対策計画（H30～H34）

基本目標4 安心して生活ができる環境づくり

基本施策(7) 安全・安心に暮らせる地域づくり

目指すべき姿

普段から隣近所・住民同士が顔の見える関係を築き、さりげない支え合いの中、安心して地域で生活しています。

◎避難行動要支援者名簿の整備及び情報共有する自治会・町内会数

第1次計画	第2次計画					3次計画	すべての自治会・町内会と市、民生委員・児童委員が避難行動要支援者名簿を共有することを目標値とします。
H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度見込み	目標値	
149	146	146	140	136	136	236	

◎防犯パトロールグループ登録数

第1次計画	第2次計画					3次計画	自治会・町内会数が減少する中、H30見込み値を目標値とします。
H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度見込み	目標値	
131	131	131	127	126	130	130	

◎デマンド交通延べ利用登録者数

第1次計画	第2次計画					3次計画	急速に高齢化が進む中、有効な移動手段として更に推進します。
H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度見込み	目標値	
—	—	—	—	—	5,500	↗	

取組み事項13 避難行動要支援者支援・日常的な防犯活動の推進

市・市社会福祉協議会の取組み

市	取組み	所轄課
	・地域防災計画の推進 ・総合防災訓練の実施 ・避難行動要支援者事業の推進 ・福祉避難所開設訓練の実施 ・防犯対策啓発事業の推進 ・地域防犯体制支援事業の推進（防犯パトロール等） ・消費者相談事業の推進 ・更生保護活動推進事業の強化	- 危機管理課 - 福祉課 - 自治文化課 福祉課

市社会福祉協議会	取組み
	・災害ボランティアセンター立上げ訓練の実施 ・災害時における被災地社会福祉協議会及び近隣市町村社会福祉協議会との連携 ・災害時における災害ボランティアセンターの運営 ・被災地応援事業の実施 ・被災地の災害ボランティアセンターへの職員の派遣 ・義援金、募金等による支援

総合防災訓練



災害ボランティアセンター立上げ訓練



取組み事項14 外出支援事業の充実

市・市社会福祉協議会の取組み

市	取組み	所轄課
	・コミュニティバス運営事業の推進 ・デマンド交通事業の推進 ・外出支援サービス事業の推進	} 道路課 福祉課
市社会福祉協議会	・福祉有償運送事業の推進 ・障害者用送迎自動車貸出事業の実施 ・視覚障害者ガイドヘルパーの養成と派遣 ・手話奉仕員の養成と手話通訳者の派遣 ・同行援護事業の推進 ・移動支援事業の推進 ・車いす貸出事業の実施	

障害者用送迎自動車貸出事業



視覚障害者ガイドヘルパー養成講座



関連計画

鴻巣市地域防災計画（H24～）
鴻巣市障がい者計画（H27～H32）
鴻巣市障がい福祉計画・鴻巣市障がい児福祉計画（H30～H32）

基本施策(8) ふれあい・交流の居場所づくり

目指すべき姿

いつでも気軽に集える居場所（サロン）が身近にあり、子どもから高齢者まで、世代を超えた交流が図られています。

◎居場所（サロン）数

第1次計画	第2次計画					3次計画 目標値	少子高齢化の進行に伴い、身近な居場所（サロン）づくりが大切です。第2次計画の目標値（100カ所）を達成しましたが、更に推進します。
H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度見込み		
81	81	91	94	102	102	120	

◎ふれあい広場参加者数

第1次計画	第2次計画					3次計画 目標値	「ふれあい」を通じてお互いを理解する場として更に推進します。目標値は、H30見込み値の100名増とします。
H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度見込み		
1,300	1,300	1,200	1,200	1,200	1,200	1,300	

取組み事項15 気軽に集まれる居場所づくりの推進【重点取組】

市・市社会福祉協議会の取組み

市	取組み	所轄課
	・地域子育て支援事業の推進 ・子どもの居場所づくりの推進（子ども食堂の開設支援等） ・地域活動支援センター補助事業の推進 ・地域介護予防活動支援事業の推進（わがまちサロン、すこやかシニア体操等）	} こども未来課 福祉課 長寿いきがい課

市社会福祉協議会	取組み
	・サロンの開設や運営に関する相談 ・サロン立上げや継続に必要なサロン助成金の交付 ・サロン活動者の情報交換会の開催 ・おもちゃ図書館の運営 ・子ども食堂の開設支援 ・子育てサロンの開設

地域活動支援センター事業

障がいのある方がセンターに通い、創作的活動や生産活動の機会を得ることにより社会との交流の促進支援を行う事業。

子ども食堂

家でおなかをすかせていたり、一人でごはんを食べたりしている地域の子どもたちに、無料または低額で食事を提供する取組み。

おもちゃ図書館

発達に心配のある子どもや障がいのある方が、おもちゃを通して心身の発達や社会性の向上を図ることを目的とした交流の場。

高齢者サロン



子育てサロン



取組み事項16 世代間交流の促進と地域交流の場づくり

市・市社会福祉協議会の取組み

市	取組み	所轄課
	・ 青少年問題協議会運営事業の推進 ・ 郷土芸能振興事業の推進 ・ 世代間交流促進事業補助の推進 ・ 総合型地域スポーツクラブ育成事業の推進	} 生涯学習課 長寿いきがい課 スポーツ健康課

市社会福祉協議会	取組み
	・ イベントや各種行事などの情報提供の充実 ・ ふれあい広場の開催 ・ ふれあい運動会の開催 ・ 世代間交流「昔あそび交流会」の開催 ・ 「あいさつ・声かけ」運動の積極的な推進

ふれあい広場



ふれあい運動会



関連計画

鴻巣市健康づくり推進計画（H30～H32）

鴻巣市障がい者計画（H27～H32）

鴻巣市障がい福祉計画・鴻巣市障がい児福祉計画（H30～H32）

鴻巣市子ども・子育て支援事業計画（H27～H31）

第5章 計画の推進

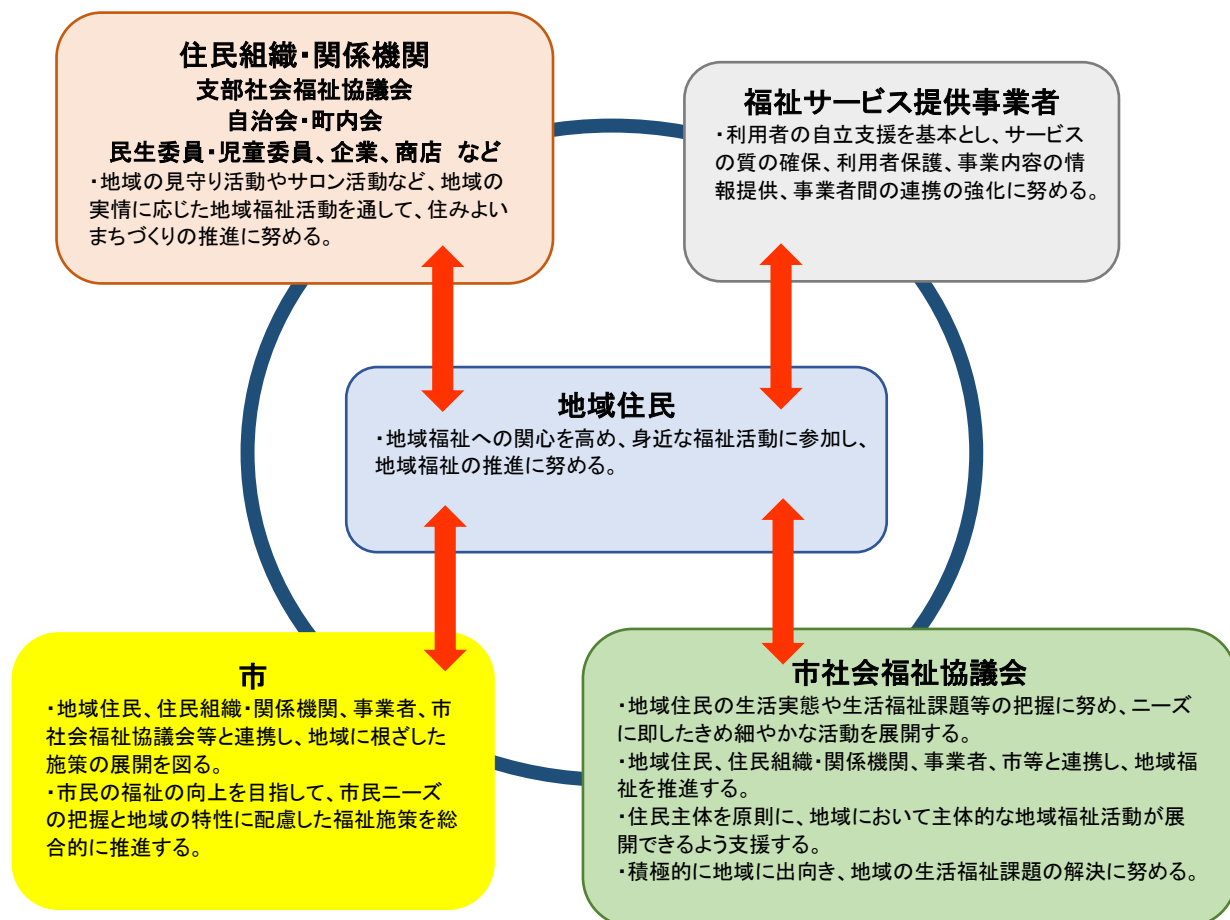
1 計画の推進体制

地域福祉計画並びに地域福祉活動計画は、地域住民、住民組織・関係機関、事業者、市や市社会福祉協議会など様々な主体が「協働」して“地域の支え合い・助け合い”の仕組みをつくる計画です。

このため、地域住民、自治会・町内会、民生委員・児童委員、支部社会福祉協議会、福祉サービス提供事業者、企業、商店、市や市社会福祉協議会などが協働し推進していくことが大切です。

また、計画の円滑かつ確実な推進及び効率的・効果的な推進を図るため、市社会福祉協議会では「鴻巣市社会福祉協議会地域福祉活動計画推進委員会」を設置し、市民の視点から取組み事項の進捗管理や計画の評価・点検を行います。

■推進のイメージ（地域福祉の連携・協働の推進）



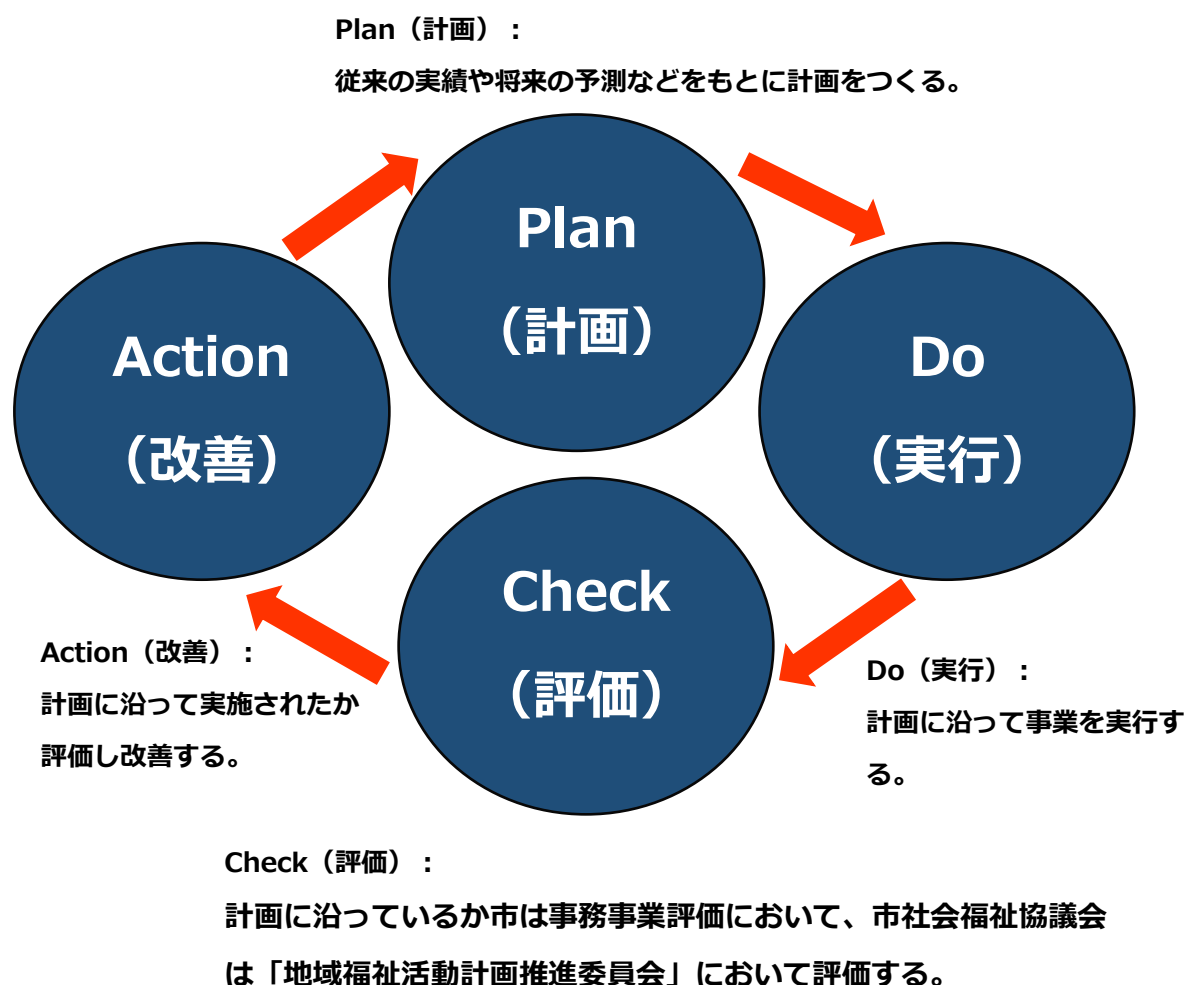
2 計画の進行管理

計画の進行管理は、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）を繰り返すマネジメント手法である「PDCAサイクル」の理念を活用し計画の評価・改善を行ない、実効性のある計画を目指します。

また、事業の評価は毎年度、計画全体の見直しは計画期間終了ごと（5年）に行います。

なお、市における進捗管理は、事務事業評価の手法により各事業を評価、検証しホームページなどで発信します。

また、市社会福祉協議会では、「地域福祉活動計画推進委員会」において進捗管理を行います。



3 計画の普及啓発

地域福祉を推進するには、この計画が目指す地域福祉の方向性や各種の取組みについて、地域住民、住民組織・関係機関、事業者、市、市社会福祉協議会など、関係するすべての人や組織が共通の理解をもつことが重要です。

このため、市や市社会福祉協議会の広報紙やホームページなどを通じて計画を公表し、市及び市社会福祉協議会が目指す地域福祉について幅広く周知します。

また、支部社会福祉協議会が開催する地区懇談会など、住民が集う場において、地域福祉の推進を普及・啓発します。